

# カスラブバリダジョーカーフロアブル

- 登録番号：第21918号
- 毒性：普通物(毒劇物に該当しないものを指している通称)
- 登録初年：2007.03.07
- 性状：類白色水和性粘稠懸濁液体
- 有効年限：3年
- 包装：500ml×20本  
20ℓ×1缶(1年)

- 種類名：シラフルオフェン・カスガマイシン・バリダマイシン・フサライド水和剤
- 有効成分：シラフルオフェン----- 9.5%
- カスガマイシン-塩酸塩----- 1.37%
- [カスガマイシンとして----- 1.2%]
- バリダマイシン----- 5.0%
- フサライド----- 15.0%
- PRTR法指定物質：フサライド [第1種] ----- 15.0%

## 【特長】

- いもち病防除剤カスラブサイドと紋枯病防除剤バリダシン、殺虫剤ジョーカーとの混合剤。
- いもち病、カメムシ類、コブノメイガ、ツマグロヨコバイに適用がある。

## 【適用内容】(2016年10月末日現在)

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法
稲	いもち病、紋枯病 ウンカ類、ツマグロヨコバイ カメムシ類、コブノメイガ	1000倍	60~200ℓ/10a	穂揃期 まで	2回以内	散布
	いもち病、紋枯病、カメムシ類	8倍	0.8ℓ/10a			無人ヘリコプターによる散布

シラフルオフェンを含む 農薬の総使用回数	カスガマイシンを含む 農薬の総使用回数	バリダマイシンを含む 農薬の総使用回数	フサライドを含む 農薬の総使用回数
2回以内	4回以内 (種子浸漬は1回以内、育苗箱への処 理は1回以内、本田では2回以内)	6回以内 (育苗箱灌注は1回以内、 本田では5回以内)	3回以内

## 【効果・薬害等の注意】

- 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきる。
- 使用前によく振ってから使用すること。
- 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- ミツバチに対して影響があるので、以下のことに注意すること。
  - ◆ ミツバチの巣箱及びその周辺に飛散するおそれがある場合には使用しないこと。
  - ◆ 関係機関(都道府県の農業指導部局や地域の農業団体等)に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農業使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。
- 杉(特に苗木)、れんこん及び大豆には薬害を生ずるおそれがあるのでかからないように注意して散布すること。
- 本剤を無人ヘリコプターによる散布に使用する場合は、次の注意事項を守ること。
  - ◆ 散布は各散布機種種の散布基準に従って実施すること。
  - ◆ 散布機種種に適合した散布置置を使用すること。
  - ◆ 散布中薬液の漏れのないように、機体の散布用配管その他散布置置の十分な点検を行うこと。
  - ◆ 特定の農薬(混用可能が確認されているもの)を除いて原則として他の農薬との混用は行わないこと。
  - ◆ 散布薬液の飛散による他の分野への影響に注意して、散布地域の選定をし、なお境界領域内の諸物件に十分留意すること。
  - ◆ 作業終了後は次の事項を守ること。
    - ① 使用後の空の容器は放置せず安全な場所に適切に処理すること。
    - ② 使用残りの薬液は必ず安全な場所に責任者をきめて保管すること。
    - ③ 機体散布置置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
- 散布器具、容器等の洗浄水は河川等に流さず、容器は圃場などに放置せず適切に処理すること。
- 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合は、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

## 【安全使用上の注意】

- ❖ 誤飲などのないよう注意すること。誤って飲み込んだ場合には吐き出させ、直ちに医師の手当を受けさせること。
- ❖ 本剤は眼に対して弱い刺激性があるので眼に入らないよう注意すること。眼に入った場合には直ちに水洗すること。
- ❖ 散布の際は農薬用マスク、手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用すること。  
作業後は直ちに手足、顔などを石けんでよく洗い、うがいをするとともに衣服を交換すること。
- ❖ 作業時に着用していた衣服等は他のものとは分けて洗濯すること。
- ❖ かぶれやすい体質の人は取扱いに十分注意すること。
- ❖ 魚毒性等：水産動植物(甲殻類)に影響を及ぼすので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。  
無人ヘリコプターによる散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。散布後は水管理に注意すること。  
使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきる。散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。
- ❖ 保管：直射日光をさけ、なるべく低温な場所に密封して保管すること。